

# 資料編

- 1 策定の経緯
- 2 幸手市総合振興計画審議会
- 3 市民検討会議
- 4 策定委員会・職員検討委員会
- 5 職員検討部会
- 6 用語集

# 1 策定の経緯

年月日	会議等	議事・内容
令和3年 12月28日(火)	庁議	○「第6次幸手市総合振興計画後期基本計画策定方針」決定
令和4年 6月7日(火)～	前期基本計画の取組成果	○前期基本計画の進捗状況(成果指標の達成度と施策の評価)
6月8日(水)～ 6月30日(木)	市民意識調査 (18歳以上の市民2,000人)	○調査方法:郵送またはWEBアンケート調査 ○回収数・回収率:751票・37.6%
6月13日(月)～ 7月15日(金)	職員意識調査 (市職員375人)	○調査方法:WEBアンケート調査 ○回収数・回収率:274票・73.1%
7月8日(金)～ 7月19日(火)	高校生・大学生意識調査 (市と包括連携協定を締結している学校の生徒・学生)	○調査方法:WEBアンケート調査 ○回収数:435票
7月8日(金)～ 7月29日(金)	第1弾 Q&A ボード (幸手駅東西自由通路)	○テーマ:「みんなのおすすめを教えてください」  ■聞き取り調査の様子
10月6日(木)	第1回職員検討委員会	○第6次幸手市総合振興計画策定概要について ○まちづくりの主な課題について ○意見交換:「現在の延長線上にあるみらいのすがたを想定し、取り組むべきことを考える」
	第1回市民検討会議	○第6次幸手市総合振興計画策定概要について ○まちづくりの主な課題について ○意見交換:「幸手市の強みをいかしてこれから取り組むべきこと」、「幸手市の弱みを克服するためにこれから取り組むこと」
10月20日(木)	第1回策定委員会	○第6次幸手市総合振興計画策定概要について
11月1日(火)	第1回審議会	○市民参加等の状況について ○まちづくりの主な課題について
11月18日(金)～ 12月2日(金)	第2弾 Q&A ボード (幸手駅東西自由通路)	テーマ:「住みたくなる幸手市になるには？」  ■聞き取り調査の様子

令和5年 1月26日(木)	第2回市民検討会議・職員検討委員会 (合同ワークショップ)	○主なテーマ:「重点対策プロジェクトストーリー」の検討  ■ワークショップ実施の様子
2月3日(金)	各課原案調査	○施策調査および成果指標調査を実施
2月8日(水)	第2回策定委員会	○基本構想の見直しについて
2月17日(金)	第2回審議会	○重点対策プロジェクト(構成案)について
3月13日(月)～ 3月16日(木)	施策調査にかかる各課ヒアリング	○各所属の施策調書等をもとにヒアリングを実施
4月20日(木)～ 5月19日(金)	幸手のしあわせ写真募集	○応募総数40枚(すべて計画書に掲載)
5月10日(水)	第3回職員検討委員会	○基本計画の変更点について ○成果指標の令和4年度実績値調査について ○重点対策プロジェクト(案)について ○基本構想(案)について
6月29日(木)	第3回市民検討会議	○基本構想および基本計画(案)について
7月14日(金)	第3回策定委員会	○第6次幸手市総合振興計画 後期基本計画(素案)について
8月3日(木)	第3回審議会	
8月9日(水)	臨時庁議	○「第6次幸手市総合振興計画後期基本計画(素案)について」決定
8月18日(金)	市議会全員協議会	○「第6次幸手市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)」説明
8月18日(金)～ 9月19日(火)	パブリックコメント	○市民3人(計7件)
9月5日(火)～ 9月19日(火)	第3弾 Q&A ボード (幸手駅東西自由通路)	○テーマ:「4つの重点対策プロジェクトについて市民が期待するプロジェクト」  ■聞き取り調査の様子
10月25日(水)	第4回審議会	○後期基本計画(素案)に係るパブリックコメントへの回答について ○後期基本計画(素案)の校正について ○答申書(案)について
11月6日(月)	庁議	○「第6次幸手市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(案)について」決定
12月15日(金)	第6次幸手市総合振興計画 基本構想及び後期基本計画 審査特別委員会	○「第6次幸手市総合振興計画基本構想及び後期基本計画」可決
12月21日(木)	令和5年第4回市議会定例会	○「第6次幸手市総合振興計画基本構想及び後期基本計画」可決

## 2 幸手市総合振興計画審議会

### (1) 幸手市総合振興計画審議会条例

昭和61年8月1日

条例第32号

注 平成13年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、幸手市総合振興計画の策定その他実施に関し必要な調査審議を行わせるため、幸手市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平13条例35・旧第2条繰上・一部改正)

(組織及び委員)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 執行機関の委員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(平13条例35・旧第3条繰上・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(平13条例35・旧第4条繰上)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平13条例35・旧第5条繰上・一部改正)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平13条例35・旧第6条繰上・一部改正)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(平13条例35・旧第7条繰上、平17条例30・平29条例22・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例35・旧第8条繰上・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後第1回の審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成3年12月26日条例第26号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月28日条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月19日条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月27日条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月22日条例第22号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## (2) 審議会委員名簿

No.	氏名	所属	役職	区分	備考
1	会田 研司	幸手市教育委員会	教育長職務代理者	1号委員	
2	船川 由孝	幸手市農業委員会	会長	1号委員	
3	塚本 哲	日本保健医療大学	学部長	2号委員	副会長
4	佐々木 誠	日本工業大学	教授	2号委員	
5	倉持 昭夫 市川 照夫	幸手市民生委員・児童委員協議会	会長	3号委員	令和5年(2023年) 2月16日まで 令和5年(2023年) 2月17日から
6	梨本 松男	幸手市商工会	会長	3号委員	会長
7	日下部 一義 遠藤 美行	埼玉みずほ農業協同組合	代表理事 組合長	3号委員	令和5年(2023年) 8月2日まで 令和5年(2023年) 8月3日から
8	関 裕	幸手ロータリークラブ	会長	3号委員	
9	石橋 久充	幸手中央ロータリークラブ	次年度会長	3号委員	
10	遠藤 年	幸手市老人クラブ連合会	会長	3号委員	
11	深澤 幸子	幸手市男女共同参画推進協議会	会長	3号委員	
12	目 都誉志	市民検討会議	委員長	3号委員	
13	松田 光男	市民検討会議	副委員長	3号委員	

1号委員…執行機関の委員

2号委員…知識経験を有する者

3号委員…その他市長が必要と認める者

### (3) 審議会への諮問及び答申

#### ① 諮問書

幸政発第55号  
令和5年8月3日

幸手市総合振興計画審議会  
会長 梨本 松男 様

幸手市長 木 村 純 夫

第6次幸手市総合振興計画 後期基本計画（素案）について（諮問）  
第6次幸手市総合振興計画 後期基本計画について、別添（素案）のとおり策定した  
いので、貴審議会の意見を求めます。

## ②答申書

令和5年10月25日

幸手市長 木村純夫様

幸手市総合振興計画審議会  
会長 梨本松男

### 第6次幸手市総合振興計画 後期基本計画（素案）について（答申）

令和5年8月3日付け幸政発第55号で、当審議会に意見を求めた「第6次幸手市総合振興計画 後期基本計画（素案）」について、当審議会では慎重に審議した結果、概ね妥当であると認め、本計画の実施にあたっての意見を下記のとおり付して答申します。

#### 記

- 1 人口減少と少子高齢化に対応するため、若い世代の転出抑制に寄与する施策や、安心して子育てができる環境づくり、高齢者においても住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるまちづくりに努められたい。
- 2 農商工の連携事業や新たな商業・サービス機能の立地誘導に取り組むとともに、幸手市の地域資源や特性を有効活用することで、交流人口や関係人口の拡大を図られたい。
- 3 市民の安全・安心が確保されるよう、頻発・激甚化する災害に備える体制や地域づくりに取り組むとともに、ニーズに応じた多様な公共交通の整備や、豊かな自然環境と共生する持続可能な住環境の整備に努められたい。
- 4 効率的で持続可能な行政運営を進めるとともに、市民と行政が連携した協働によるまちづくりを進められたい。
- 5 本計画の成果指標の達成に向けて、職員は最大限の努力をするとともに、特に重点対策プロジェクトに関連する取組については、効率的かつ積極的な事業展開を図られたい。

### 3 市民検討会議

#### (1) 第6次幸手市総合振興計画市民検討会議設置要綱

令和4年4月1日

告示第77号

(設置)

第1条 第6次幸手市総合振興計画後期基本計画(以下「総合振興計画」という。)の策定を行うため、第6次幸手市総合振興計画市民検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合振興計画の原案への意見等を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合振興計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市長が指定する団体から推薦された者
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する者で公募による者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(行政との協働)

第6条 検討会議は、第6次幸手市総合振興計画職員検討委員会と協力して、所掌する事務を行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、総合振興計画の策定が完了するまでとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## (2) 市民検討会議委員名簿

No.	氏名	所属	区分	備考
1	湯崎野 耕	特定非営利活動法人 幸手権現堂桜堤保存会	1号委員	
2	福田 寿夫	さって市民環境ネット	1号委員	
3	半村 静香	幸手子育て支援ねっとわーく	1号委員	
4	巻島 功司	公益社団法人 幸手市シルバー人材センター	1号委員	
5	船川 由孝	埼玉みずほ農業協同組合	1号委員	
6	奈良 雅一	幸手市商業協同組合	1号委員	
7	熊谷 真理子	幸手市PTA連合会	1号委員	
8	森泉 美江子	幸手市連合婦人会	1号委員	
9	松田 光男	幸手市区長会	1号委員	副委員長
10	目 都誉志	一般社団法人 幸手青年会議所	1号委員	委員長
11	上野 祐太	日本保健医療大学(学生)	1号委員	
12	新垣 乃鈴奈	日本保健医療大学(学生)	1号委員	
13	山本 太輔	公募	2号委員	
14	寺川 直樹	公募	2号委員	
15	杉谷 直人	公募	2号委員	

1号委員・・・市長が指定する団体から推薦された者

2号委員・・・市内に在住、在勤または在学する者で公募による者

## 4 策定委員会・職員検討委員会

### (1) 第6次幸手市総合振興計画策定委員会等設置要綱

令和4年4月1日

訓令第8号

#### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 策定委員会(第2条—第5条)

第3章 検討委員会(第6条—第10条)

第4章 雑則(第11条—第14条)

#### 附則

第1章 総則

(設置)

第1条 第6次幸手市総合振興計画後期基本計画(以下「総合振興計画」という。)の策定を行うため、第6次幸手市総合振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)及び第6次幸手市総合振興計画職員検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

第2章 策定委員会

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合振興計画の策定の企画及び審議に関すること。
- (2) 総合振興計画の総合調整及び策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合振興計画の策定における重要事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、部長及び議会事務局長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明の聴取又は必要な資料の提出を求めることができる。

### 第3章 検討委員会

(所掌事項)

第6条 検討委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合振興計画の策定をするために必要な調査等に関すること。
- (2) 総合振興計画の案を作成すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合振興計画の策定に関すること。

(組織)

第7条 検討委員会は、市職員の中から市長が指名する者及び公募をする者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第8条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合政策部政策課長の職にある者、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(検討部会)

第10条 検討委員会は、会議の効率的な運営を図るため、次に掲げる検討部会を置くことができる。

- (1) 安心安全・環境部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 都市基盤・産業部会
- (4) 教育・市民活動部会
- (5) 行財政運営部会

2 検討部会は、検討委員会の委員長以外の委員によって構成し、別に定める設置規程により運営する。

#### 第4章 雑則

(任期)

第11条 策定委員会及び検討委員会の委員の任期は、総合振興計画の策定が完了するまでとする。

(資料の提出等の要求)

第12条 策定委員会及び検討委員会の委員長は、必要と認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第13条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(補則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会及び検討委員会の運営に関し、必要な事項は、策定委員会及び検討委員会の委員長が定める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 5 職員検討部会

### (1) 第6次幸手市総合振興計画職員検討部会設置規程

令和4年9月1日

訓令第12号

(設置)

第1条 第6次幸手市総合振興計画策定委員会等設置要綱(令和4年幸手市訓令第8号。以下「設置要綱」という。)第10条第2項の規定に基づき、第6次幸手市総合振興計画職員検討委員会の効率的な運営を行うため、第6次幸手市総合振興計画職員検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を担当する。

## (1) 安全安心・環境部会

安全・安心で環境にやさしいまちに関すること。

## (2) 健康福祉部会

いつまでも健康で安心して暮らせるまちに関すること。

## (3) 都市基盤・産業部会

だれもが快適に暮らせるまち及びにぎわいと活力あふれるまちに関すること。

## (4) 教育・市民活動部会

子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち及び市民が学び、市民が活躍できるまちに関すること。

## (5) 行財政運営部会

市民の信頼に応える行財政運営を推進するまちに関すること。

(組織)

第3条 検討部会の構成は、別表に掲げるとおりとする。

(会議)

第4条 検討部会は、必要に応じて設置要綱第8条第1項に規定する検討委員会委員長(以下「委員長」という。)が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、部会員以外の者に検討部会に出席させ、意見を述べさせ、資料の提出を求めることができる。

3 検討部会には、オブザーバーとして政策課の職員が出席するものとする。

(事務局の設置)

第5条 総合政策部政策課に検討部会の事務局を設置する。

2 事務局は、次に掲げる業務を行う。

(1) 検討部会の開催及び運営に関すること。

(2) 検討部会の議事録概要の作成に関すること。

(所掌事項の調整)

第6条 他の検討部会の所掌事項と重複している事項があるときは、事務局と調整の上、検討を行うものとする。

(第6次幸手市総合振興計画市民検討会議との協働)

第7条 検討部会は、第6次幸手市総合振興計画市民検討会議(以下「市民検討会議」という。)の意見等を踏まえて検討を行うものとする。

2 委員長及び各部会構成員は、市民検討会議の求めがあるときは、当該会議に出席し、各専門分野に係る検討への助言等を行うことができる。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討部会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令第3号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(令5訓令3・一部改正)

部会名	構成員
安全安心・環境部会	(1) 危機管理防災課職員 1人 (2) 環境課職員 1人 (3) 建築指導課職員 1人 (4) 施設整備課職員 1人 (5) 契約管財課職員 1人 (6) 公募選出者 2人以内
健康福祉部会	(1) 社会福祉課職員 1人 (2) 介護福祉課職員 1人 (3) 健康増進課職員 1人 (4) 保険年金課職員 1人 (5) 公募選出者 2人以内
都市基盤・産業部会	(1) 都市計画課職員 1人 (2) まちづくり事業課職員 1人 (3) 農業振興課職員 1人 (4) 商工観光課職員 1人 (5) 道路河川課職員 1人 (6) 水道管理課職員 1人 (7) 下水道課職員 1人 (8) 公募選出者 2人以内
教育・市民活動部会	(1) 総務課職員 1人 (2) 学校教育課職員 1人 (3) 社会教育課職員 1人 (4) 市民協働課職員 1人 (5) 人権推進課職員 1人 (6) こども支援課職員 1人 (7) 議会事務局職員 1人 (8) 公募選出者 2人以内
行財政運営部会	(1) 秘書課職員 1人 (2) 財政課職員 1人 (3) 庶務課職員 1人 (4) 税務課職員 1人 (5) 納税課職員 1人 (6) 市民課職員 1人 (7) 会計課職員 1人 (8) 監査委員事務局職員 1人 (9) 公募選出者 2人以内

## 6 用語集

### 【あ行】

イクボス宣言	イクボス宣言とは、従業員が業務と子育てを両立できる環境を提供する取組のこと。イクボスとは、「育児」と「ボス」を組み合わせた造語で、部下や同僚のワークライフバランスの向上を目指し、個人のキャリアを応援する上司のこと。
沿道サービス施設	道路の円滑な交通を確保するために、適切な位置に設けられる施設のこと。
汚水中継ポンプ場	自然流下で長距離移送する管路で、敷設深が深くならないように、途中で地表近くまで汚水を汲み上げるための設備のこと。

### 【か行】

合併処理浄化槽	トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂等の生活雑排水も一緒に処理し、微生物などの力で、一定水準まで水質を向上させる浄化槽のこと。
家庭教育アドバイザー	家庭教育に関する取組の支援を行う人。埼玉県が実施する養成研修を終了し、人材登録をした者のこと。
カーボンニュートラル	大気中に排出される二酸化炭素と大気中から吸収される二酸化炭素が等しい量であり全体としてゼロとなっている状態のこと。
仮換地指定	土地区画整理事業において、従前の土地(宅地)に代わり、将来の宅地の位置、形状などを指定すること。
キャリア教育	激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、社会人として自立していくことができるようにする教育のこと。
狭あい道路	幅員4.0m未満1.8m以上の建築基準法42条2項に示される道路のこと。
業務継続計画(BCP)	災害発生時に行政自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下において、市民の生命や財産を保護し、社会経済活動を維持するため、優先して行う業務を遂行するために必要な準備や対応方針を定め、復旧を早めるための計画のこと。
区域区分	計画的に市街化を進める市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分する制度のこと。
グリーン購入	製品やサービスの購入の際、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。
クリーン作戦	行幸湖や江戸川などを対象に、河川や湖沼の周辺の清掃を、地域の方が主体となって行う事業のこと。

下水道管渠(きょ)	汚水を集め、汚水中継ポンプ場や放流先まで導くための排水管のこと。
健康寿命	65歳の方が、健康で自立した生活を送ることができる期間のこと(介護保険制度の「要介護2以上」になるまで)。
建築協定	建築基準法で定められた基準に上乘せする形で、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民などが合意に基づき、自ら設けることのできる制度のこと。
公共施設アセットマネジメント	縦割りにより各部署で管理していた公共施設を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組のこと。
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有するすべての公共施設などを対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のこと。
公共枿(ます)	宅地内の汚水排水設備と、公共下水道との接点に設けられる枿。宅地内の汚水は公共枿を通して、公共下水道に排水される。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法のこと。
子ども110番の家	児童・生徒が通学時などに身の危険や不安を感じたときに、直ちに駆け込み、救助を求められる緊急の避難所のこと。

## 【さ行】

債務保証対象土地比率	土地開発公社長期保有地のうち、市の債務保証が付された土地に係る簿価総額の、市標準財政規模に対する比率のこと。
幸手市中心市街地にぎわい創造方針	中心市街地における今後の活性化に向けての取組方針や事業展開の考え方などの基本的方向を示すことを目的として、平成30年3月に策定した方針のこと。
さって市民生きがい教授	生涯学習講師人材バンク。さまざまな分野で、知識・技能・経験を持ち、指導、援助できる人材を登録し、指導者や講師を探す個人や団体に紹介する制度のこと。
自助・共助・公助	「自助」とは自ら取り組むこと、「共助」とは地域で助け合うこと、「公助」とは行政等が個人や地域を支援すること。
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、3か年の平均値を用いる。この指標が18%以上になると地方債の発行に許可が必要となり、25%以上が早期健全化団体、35%以上が財政再生団体となる。

指定管理者制度	多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として創設された制度のこと。
シティプロモーション	市の魅力や特色、文化などについて再確認、発見、収集、磨き上げを行い、地域への愛着やブランド力の向上を図り、市内及び市外への発信をより効果的なものとするための活動のこと。
児童発達支援センター	児童発達支援に加えて、地域の障がい児やその家族への支援、障がい児を預かる施設への援助・助言をあわせて行う、地域の中核的な療育支援施設のこと。
首都圏外郭放水路	国道16号の地下約50メートルに建設された延長6.3キロメートルの江戸川までの地下放水路のこと。
循環型社会	リサイクル等を行うことで、廃棄物の発生を抑制し、資源を循環利用する社会のこと。
しゅんせつ工事	河川や水路の底にたまった土砂を撤去し、川の流れが滞留しないようにする工事のこと。
障害児通所支援	児童福祉法に定められたサービスであり、未就学児に対して訓練や支援を行う児童発達支援、就学児童に対して訓練や支援を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援等がある。
将来負担比率	地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと(350%以上になると早期健全化団体となる)。
水道事業の広域化	財政基盤や技術基盤の強化を目的として、複数の水道事業者が事業統合を行うこと。幸手市は埼玉県水道広域化ブロックの第1ブロックに属し、構成市町は春日部市・久喜市・幸手市・蓮田市・白岡市・杉戸町・宮代町となっている。
スクールガード	地域住民が児童・生徒の登下校時間に合わせ、通学路などのパトロールや危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティアのこと。
スクールカウンセラー	いじめ・不登校等の児童・生徒が抱える問題の解決や軽減のために、「心の専門家」として教職員へのコンサルテーション、教職員研修における助言・援助、生徒指導・保護者へのカウンセリング等の活動およびいじめ防止対策推進法にかかる学校におけるいじめ防止等の対策の組織に関する業務を行う人のこと。
スクールソーシャルワーカー	学校と連携し、児童・生徒が置かれたさまざまな環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている児童・生徒およびその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る人のこと。

スクラップ・アンド・ビルド	壊して立て直すという意味から、全体の最適化を図る目的で事業の再構築を行うこと。市民ニーズのない事業や非効率な事業などを整理し、事業の集中化・効率化、新たな事業を開始すること。
性的マイノリティ	同性が好き人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。
成年後見制度	認知症等で十分な判断能力がない人の代わりに家族等が家庭裁判所に申し立て、財産の取引等の各種手続きや介護保険サービス利用の契約等を行うことができる後見人等を選任してもらう制度のこと。
ゾーン30プラス	生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備のさらなる推進を図るため、最高速度30キロ毎時の区域規制と、狭さくやスラローム等の物理的デバイスの適切な組み合わせにより交通安全の向上を図ろうとする区域のこと。

## 【た行】

多文化共生キーパーソン	知事から委嘱を受け、外国人住民に行政情報などを提供しながら、生活相談などにも応じる人のこと。
多面的機能支払交付金	農業・農村の有する国土保全、自然環境保全、景観形成などの多面的機能が、今後も十分に発揮されるよう、地域ぐるみで行う保全・管理活動等の共同活動を支援する制度のこと。
地域地区	建築物の用途など必要な規制を設けることで、目的に応じた土地利用を図り、都市の良好な環境形成を図る制度のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活圏域の中で、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に提供される体制のこと。
地域包括支援センター	高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関のこと。
地区計画	都市計画法に基づくもので、住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導する計画のこと。
デジタル・シティズンシップ教育	子どもたちが、デジタル社会の一員として、よりよく生きていくための資質・能力を身につけるための教育のこと。
テレワーク	「tele（離れた所）」と「work（働く）」をあわせた造語で、情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つで、血糖値の高い状態が長期間続くことで、全身の動脈硬化が進行し始め、多くの毛細血管で構成される腎臓の機能が低下し、老廃物をろ過することができなくなる症状のこと。全透析患者のうち、糖尿病性腎症が原因で人工透析を受ける人が最も多いとされている。
特定外来生物	外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があると考えられる生物のこと。特定外来生物被害防止法に基づき指定される。
特別栽培米	農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬の使用回数(成分)および化学肥料の窒素成分量が50%以下で生産された米のこと。
都市計画道路	都市にとって重要な路線で、都市計画法に基づき位置づけられ、計画的に整備を図る道路のこと。
土地開発公社	公有地となるべき土地等の取得及び管理等を行うため、市が設置する法人のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づいて、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善することで、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

## 【な行】

内職相談	家庭外で働くことが困難な人で、内職を希望する方や、内職を出したい事業者へ行う相談およびあっせんを実施する市の相談制度のこと。
任意後見契約	判断能力のある人が、将来に備えて後見人等を先に決めておくことができる制度のこと。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」であり、認知症やその家族が相談でき、安心して過ごせる「地域の居場所」のこと。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する人のこと。
認定農業者	農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らが創意工夫を行い、経営の改善を進めようとする計画に対して認定を受けた農業者のこと。

## 【は行】

パートナーシップ宣誓制度	各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度のこと。
避難行動要支援者	高齢者や障がい者等のうち、災害時における避難等を自力で行うことが困難で、特別の支援を必要とする人のこと。
ファミリー・サポート・センター	子供の送迎や預かりなど、子育ての「手助けを受けたい人(依頼会員)」と「手助けを行いたい人(協力会員)」が、地域で相互援助を行う仕組みのこと。
福祉避難所	高齢者や障がい者等、一般の避難所での生活に支障をきたす人(避難所生活において特別な配慮が必要な人)が利用するための避難所のこと。
ペイジー口座振替受付サービス	市役所の窓口にて、口座振替依頼書の記載とキャッシュカード(暗証番号の入力)のみで口座振替を申し込むことができるサービスのこと。

## 【ま行】

メタボリック症候群 (内臓脂肪症候群)	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態のこと。
「丸ごと」	「丸ごと」とは、介護、子育て、障害、病気から住まい、就労、家計、孤立等の暮らしと仕事を「丸ごと」支えること。

## 【や行】

ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。
有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。
優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと。
4R運動	「Refuse(リフューズ):レジ袋など、不要なものは断る」、「Reduce(リデュース):物を大切に使い、ごみを減らす」、「Reuse(リユース):使えるものは繰り返し使う」、「Recycle(リサイクル):資源として再利用する」によるごみ減量運動のこと。

## 【ら行】

流域貯留施設	学校の校庭などに設置した、大雨による雨水を一時的に貯め、洪水の発生を抑制する施設のこと。
--------	--

漏水調査	道路に埋設されている水道管と、家庭への給水引き込み管（水道メーターまで）の水漏れについて調査を行うこと。
------	--

## 【わ行】

「我が事」	「我が事」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みのこと。
ワンナイトステイ	日本の生活や文化などの経験を希望する外国人日本語教師を1泊2日のホームステイにより受け入れる身近な埼玉県国際交流事業のこと。
ワーケーション	「ワーク(work)」と「バケーション(vacation)」を組み合わせた造語で、休暇を取りながら旅先で働く方法のこと。

## 【アルファベット】

AI	Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス) の略称。「人工知能」と訳される。コンピュータがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣および再現する技術のこと。
COOL CHOICE	脱炭素社会実現のため日本が世界に誇る省エネ・脱炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すこと。
GIGAスクール構想	全国の児童・生徒1人に1台のコンピュータと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組のこと。
ICT	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略称。「情報通信技術」と訳される、情報や通信に関連する技術一般の総称のこと。
J-ALERT	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報等のような対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等への緊急速報メールや市防災行政無線等により市民に瞬時に伝達するシステムのこと。
PDCAサイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するためのマネジメントシステムのこと。
RPA	Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) の略語で、パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のこと。
SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略称。インターネットを介して社会的なつながりを構築できるWebサービスの総称のこと。

第6次幸手市総合振興計画  
基本構想・後期基本計画  
(令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度))

令和6年3月発行

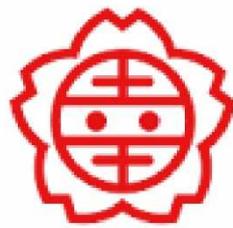
発行:幸手市

編集:総合政策部政策課

住所:〒340-0192 埼玉県幸手市東 4-6-8

電話:0480(43)1111(代表)

ホームページ: <https://www.city.satte.lg.jp/>



幸手市